国名	オーストリア
公的年金の体系	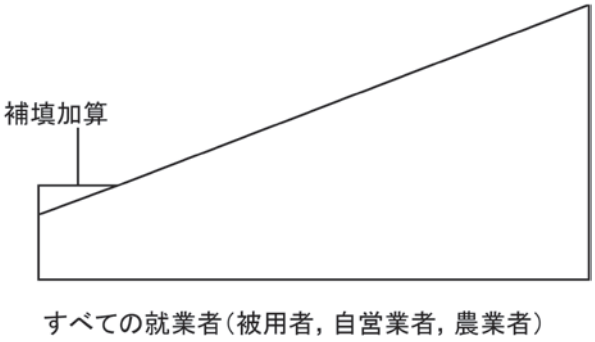
被保険者 （◎強制△任意×非加入）	◎被用者（職員，労働者），自営業者，農業者等 △就業修了後の継続加入，増額加入，僅少労働者等
保険料率（2020年）	22.80％（被用者本人10.28％，事業主12.55％）（1988年～） 自営業者18.5％，農業者17.0％，自由業的自営業者20.0％で，22.80％との差額は連邦負担
支給開始年齢	男65歳，女60歳（2023年から半年刻みで５年間で段階的に65歳へ引き上げ） ただし，減額を伴う早期受給が可能
基本受給額	受給資格期間として180月（うち84月以上は就業に基づく期間）が必要 2005年１月から被保険者ごとに年金口座を設け，ここに毎年の年金算定基礎の1.78％が蓄積されていき，その総額が年金額となる。45年加入した場合には，生涯の平均賃金，所得の80％の水準の年金額を受給
給付の構造	被保険者は，毎年規定される保険料算定基礎上限額（5,370ユーロ/月）までの賃金・所得に基づき保険料を納付すると，その年末に当該年の賃金・所得総額の1.78％がその年の年金獲得額として年金口座に記入される。これが退職まで蓄積されていき，過去の賃金・所得については再評価が行われたうえで，新規裁定時の年金額となる。このため，保険料負担との等価性の強い年金給付設計となっている。育児期間については１人につき４年間の年金算入あり。 いったん受給開始後は，前年７月までの１年間の消費者物価指数に基づき毎年物価スライド
所得再分配	報酬比例保険料と報酬比例年金という設計のため，所得階層間の再分配機能は弱い。就業者の就業期と退職期とのライフステージの間の所得再分配機能は強い。
公的年金の財政方式	完全賦課方式
国庫負担	保険料率は1998年以来，22.80％という高い水準で固定されており，保険料収入で給付費に不足する部分は，連邦の不足責任として一般財源で拠出（総収入の15.2％（2019年））。このほか，最低所得に満たない低年金者への補填加算分についても連邦拠出。
年金制度における最低保障	最低所得水準（単身者966.65ユーロ/月，夫婦1,472ユーロ/月）に満たない受給者に対しては差額を補填加算として上乗せ給付
無年金者への措置	年金制度内にはない。該当者は少ないと思われるが，一般の社会扶助で対応
公的年金と私的年金	高い保険料率と高い給付水準の公的年金が所得保障の中心的役割を占め，私的年金による一部代替化などは採用されていない。企業年金・個人年金の役割は小さい。
国民への個人年金情報の提供	年金口座への毎年の記入額および将来の年金受給見込額の蓄積状況などは，本人の請求に基づき開示されるほか，インターネット等を通じて随時に本人が確認できる。

（田中耕太郎・放送大学客員教授）

オーストリアの年金制度

田中耕太郎（放送大学　客員教授）

1．制度の特色

⑴　就業者皆年金と分立した制度の統一

オーストリアの公的年金は，職員（ホワイトカラー）を対象に導入され，その後の発展の過程で，労働者（ブルーカラー），自営業者，農業者などの就業者に拡大され，ほぼすべての国内の就業者を対象とした皆年金を実現してきた。しかし，それぞれ独自の法律が併存し，保険料率や給付水準などの内容もバラバラだったため，2004年の年金調和法により，1955年１月１日生まれ以降のすべての就業者を対象として，共通年金法に基づき，単一のルールが適用されるようになった。

⑵　負担と給付の等価性

年金の保険料拠出と年金額の算定方式は，保険料算定基礎上限額までの収入に対して定率保険料を負担し，その算定基礎収入の1.78％が毎年，当該被保険者の年金口座に記帳され，その全就業期間中の総額がその年金額となる。つまり現役時代の保険料負担の基礎となった収入の額と被保険者期間に応じた年金額を受け取る仕組みであり，ドイツと同様に保険料拠出と年金額の等価性が強い構造となっている。

⑶　高い保険料率と高い年金水準

オーストリアの高齢化率は2018年でまだ18.8％と日独と比較しても相対的に低い水準にとどまっているが，それでも保険料率はすでに1988年以降22.8％と高い水準で推移している[1]。その一方で受け取る年金額も，毎年の賃金等の1.78％が年金口座に蓄積され，賃金再評価されたものの総額であるため，45年加入の場合には勤労時の平均収入の80％と，ドイツと比較しても格段に高い給付水準を保障している。

⑷　早い受給開始年齢

共通年金法により基本老齢年金の支給開始年齢は男性65歳，女性60歳に統一され，女性についてはすでに1963年生まれ以降について段階的に65歳への引き上げが決まっている。しかし，なお減額つきの早期受給制度が設けられおり，支給開始年齢は引上げの方向にはあるものの，老齢年金の実際の平均受給開始年齢は，2018年で61.7歳と早く，その引上げが課題となっている。

⑸　補填加算による最低保障

年金額が最低所得の基準額（単身者966.65ユーロ/月，夫婦1,472ユーロ/月）に満たない場合には，その差額が連邦租税財源による補填加算として上乗せして給付され，これにより年金制度内において最低所得保障の機能が用意されている。

2．沿革

⑴　1906年の制度創設

オーストリアでは，1906年に年金保険が創設され，ドイツや日本が当初は低所得の肉体労働者から始まってその後，順次職員や女性に適用拡大されてきたのに対し，民間の官吏としての職員を対象として発足した。その後，ドイツへの併合に伴い，帝国保険令（RVO）が適用されたことに伴って，労働者にも適用が拡大された。

⑵　1955年の一般社会保険法

第二次世界大戦後のドイツからの解放とオーストリア共和国の回復に伴い，1947年の社会保険移行法により，再び当事者自治による社会保険運営主体が再建された。

さらに1955年の一般社会保険法（ASVG）が一般の労働者および職員の医療保険，労災保険と年金保険を包含し，翌1956年１月から施行された。

その後は，1958年には自営業者年金保険法によりさまざまな職種の自営業者が強制加入の対象とされ，さらに1971年には農業者社会保険法により農業者も対象とされ，僅少労働など若干の例外をのぞき，実質的にすべての就業者を強制加入の対象とする皆年金体制ができあがった。

⑶　2003年の財政強化に伴う給付抑制

2003年の予算随伴法による一連の幅広い財政支出削減の一環としての年金改革で，高い給付水準を維持してきた公的年金について，１年間の総報酬に対応する年金額への換算率を２％から1.78％に引き下

げ，さらに生涯平均報酬を算定する際にそれまではもっとも有利な15年間分を算定基礎としていたのを40年に拡大するなど，大幅な給付カットを内容とするものだった。

ただし，年金の減額に対し，段階的に長い経過期間を設け，従来の給付水準の90％までを保障する経過措置を講じている。

⑷　2004年の年金調和法

さらに翌2004年には，それまで就業形態や職種によって分立した法律に基づき異なった制度設計となっていたものを，年金調和法により新たに共通年金法（APG）を制定するとともに，関連する各法律を改正して，1955年１月１日生まれ以降のすべての就業者に統一的な公的年金制度とし，2005年１月から施行した。

以下では，この新たな制度を中心に述べる。

３．制度体系の概要

⑴　共通年金法

現在のオーストリアの公的年金は，2004年の年金調和法により創設された共通年金法が，1955年１月１日以降に生まれた就業者を対象として，統一的な要件を定めている。そして，それまで職業によって分立していた一般社会保険法，自営業者社会保険法などは改正を加えてそのまま残り，当時すでに50歳以上だった被保険者に対して適用されるとともに，共通年金法がこれと異なる規定を設けていない限り適用することとされた。実際にも被保険者の範囲や保険料算定，年金額算定，財政など，具体的な要件の詳細はこれらの各法律に委ねている。

⑵　被保険者の範囲

被保険者は，被用者（職員と労働者），自営業者，農業者など，基本的に国内で就業している者は，被用者と非被用者とを問わず，ほぼすべて強制加入とされている。ただし，僅少労働（2020年で460.66ユーロ/月以下）に従事している者は適用から除外され，これについては任意加入が認められている。官吏については，ドイツでは現在でもすべて無拠出の恩給が適用されるため公的年金から適用除外されているのに対し，年金調和法により，2005年１月以降に新規に連邦に雇用された官吏は，共通年金法の適用対象とされた。

2019年の公的年金被保険者総数は413万人で，このうち被用者354万人，自営業者59万人となっている。

４．給付算定方式，スライド方式

⑴　年金の種類と給付要件

公的年金の種類は，基本老齢年金，早期受給老齢年金，障害年金と遺族年金である。

①基本老齢年金

基本老齢年金は，最低被保険者期間として180月以上の資格期間（うち84月以上は就業に基づく期間）を有する者が65歳（女性は60歳）に到達した場合に支給される。女性の支給開始年齢については，2023年から半年刻みで28年までに65歳へ引き上げる法律がすでに施行されている。

②早期受給老齢年金

以下の２つの早期受給老齢年金が2004年の年金調和法によって導入された

a）弾力的支給開始年金

少なくとも480月以上の被保険者期間があり，すでに就業をやめていて僅少労働金額を超える金額の収入を得ていない場合には，62歳から減額つきで弾力的支給開始老齢年金を受給できる。

b）重労働年金

シフト勤務，酷暑や極寒の環境下での労働など，身体的・精神的に特別に負担の重い労働として連邦社会大臣が規則で定める重労働に従事していた被保険者は，所定の要件を満たす場合には，減額つきで，最短で60歳から受給開始できる。

③障害年金

障害年金については，労働者と職員とで障害認定の評価基準が異なっているが，いずれについても医師による鑑定に基づき確定され，一定の資格期間が必要とされる。

資格期間は，疾病に起因する場合には，強制加入の保険料納付期間が180月以上あるか，あるいは300月以上の被保険者期間があることが必要である。50歳未満での障害については，これが最終120月のうち60月以上の被保険者期間と緩和され，さらに27歳未満の発生の場合には資格期間は不要とされる。

④遺族年金

被保険者が死亡した場合に，その遺された配偶者と子に対して遺族年金が支給されるが，そのためには一定の最低限の資格期間が必要とされる。具体的には，死亡時までに180月の保険料納付期間があるか，300月の被保険者期間，あるいは50歳未満での死亡の場合には，最終120月のうち60月以上の被保険者期間があることが必要とされる。ただし，27歳未満での死亡の場合には，少なくとも６月の被保険者期間があれば足りる。

⑵　年金算定式とスライド方式

①過去の賃金再評価と物価スライド

a）年金口座を通じた受給額の獲得と賃金再評価

2005年１月からすべての被保険者について各自の年金口座が創設され，ここに毎年末にその年の賃金や所得の1.78％が記帳される。そして，過去の獲得額は毎年の年金算定基礎，つまりグロス賃金水準の変動に応じて定められる引上げ率によってスライドされ，その総額が蓄積されて，当該被保険者の総獲得額になる。

オーストリアでは年金は４月と10月の特別支給を含め年に14回支払われるため，この総獲得額を14で除した金額が年金の月額になる。

ただし，年金算定基礎となる被保険者期間は，2003年改革までは，生涯の被保険者期間のうちもっとも有利な15年間とされていたのが，この改革によって2028年以降40年となるよう段階的に毎年１年ずつ伸張されてきているため，2020年時点ではなお加入期間のうちの有利な32年が算定基礎とされる。

こうした算定方式の結果，45年加入した場合のグロスの賃金代替率は，1.78％×45年＝80.1％となる。なお，育児期間については，働いていたものとして連邦財源で保険料を負担し，年金算入を行う仕組みが1993年から導入され，逐次，対象期間と算定基礎の改善が図られてきた。2020年では，子１人につき出生から４年間（この間に次子が生まれた場合にはそこからさらに４年間），算定基礎1,922.59ユーロ/月を用いて年金口座に算入される。

b）既裁定年金は物価スライド

いったん年金受給開始後は，前年の７月までの１年間の消費者物価指数の上昇率に応じて連邦社会大臣が定めるスライド率に基づいて１月から引上げを行う。

ただし，最近はこれを基準としつつ，より低額年金に手厚いスライドを毎年の特例法で定めている。2020年についても，スライド率は1.018だが，総年金額が月額1,111ユーロまでは3.6％，これを超えて2,500ユーロまでは直線的に1.8％まで引上げ率が下がり，さらにこれを超えて5,220ユーロまでは1.8％，そしてこの額を超えた場合には定額94ユーロと，傾斜配分したスライドを実施している。

②繰上げ受給の減額

繰上げ老齢年金については，65歳からの基本受給開始年齢からの繰上げ１月につき0.35％（１年で4.2％）の減額率で減額されるのが基本である。

ただし，弾力的支給開始年金については，繰上げ１月につき0.425％（１年で5.1％）減額され，62歳受給の場合には15.3％が減額される。また，重労働年金の減額率は，繰上げ１月につき0.15％（１年で1.8％）であるため，60歳から受給した場合には９％が減額される。

ただし，いずれの年金についても，就業に基づく被保険者期間が540月以上ある場合には，減額なしで受給できる。

表１　年金種別ごとの年金受給件数と平均年金額（2019年12月）

年金種別	受給件数	平均年金額（ユーロ/月）		
		全体	完全年金	二国間部分年金
老齢年金	1,755,172	1,350	1,517	637
障害年金	146,999	1,196	1,251	831
寡婦/寡夫年金	447,293	763	869	296
遺児年金	46,700	393	419	220
全年金	2,396,164	－	－	－

（資料出所）Die österreichische Sozialversicherung in Zahlen, 44. Ausgabe: März 2020.

表２　二国間部分年金を除いた本人年金の男女別平均年金額（2019年12月）

年金種別	老齢年金		障害年金	
男女別	男	女	男	女
平均年金額（ユーロ/月）	2,022	1,167	1,373	993

（資料出所）表１に同じ。

③繰下げ受給の増額

老齢年金の資格期間を満たした上で基準年齢（男65歳，女は現在60歳）を超えて繰り下げて受給した場合には，１月につき0.35％（１年につき4.2％）が増額される。ただし，最長で68歳までの３年間とされる。

④年金受給件数と実際の年金額

年金種類ごとの年金受給件数と平均受給額は，表１の通りである。

ここからも年金給付水準の高さが明らかであるが，二国間の年金通算協定に基づく自国分のみの部分年金額は大幅に低いため，これを除いて本人年金について男女別にみたものが表２である。女性の年金額が相対的に低いものの，いずれについてもドイツの水準を大幅に上回る高い水準となっている。

なお，こうした高い給付水準が維持できている背景には，高い保険料率以外にも，東欧からの移民など，勤労世代の増加に伴い被保険者も増加傾向にあり，高齢化の進行が遅く緩やかなことが指摘できる。具体的に被保険者数1,000人当たりの年金受給件数の比率を示す被保険者負担割合でみると，1970年の487に対して2010年には623と緩やかに増加したものの，これ以降，減少を続けて2019年では576となっている。

５．負担，財源

⑴　保険料率

保険料は定率で，保険料算定上限額までの賃金，所得に対して課される。この上限額は毎年の賃金水準に応じて引き上げられ，2020年は5,370ユーロ/月で，医療保険と同額である。

一般年金保険の保険料率は，1988年以降，22.8％（被用者10.25％，事業主12.55％）に据え置かれている。また，2004年改革で自営業者は18.5％，自由業的自営業者は20％，農業者は17％まで引き上げられたが，これと22.8％との差額はパートナー拠出として，連邦財源で負担される。

⑵　連邦拠出

①不足責任に基づく連邦拠出

保険料率は1998年以来20年以上にわたって22.8％の高い水準で据え置かれており，これによって年金支出総額に不足する部分は連邦が不足責任（Ausfallhaftung）として一般財源から年金財政に繰り入れる。

2019年予算では，年金会計の総収入見込み額450億ユーロのうち，保険料収入370億ユーロ（82.1％）に対し，連邦の不足責任に基づく繰入れ額は68億ユーロ（15.2％）となっている。

②補填加算分の連邦拠出

低年金額のため補填加算を受けている受給者数は，2019年末現在で20.5万人で，年金受給件総数の8.6％に当たり，その平均額は318ユーロ/月となっている。また，その費用9.8億ユーロが連邦から拠出され，総収入の2.2％を占めている。

６．財政方式

財政は，完全賦課方式であり，積立金運用の問題はない。

７．制度の企画・運営体制

年金制度の所管は，連邦社会・保健・介護・消費者保護省が所管し，実際の運営は自治的に管理運営される公法上の法人である年金保険機構が担当する。特別な職域については，自営業者は自営業社会保険機構，公務従事者やこれに類する鉄道などについては公務従事者・鉄道および鉱山保険機構が保険者となり，いずれも医療保険など他の社会保険者とともにオーストリア社会保険上級連盟に加盟している。

８．最近の論議や検討の動向・課題

既述のように，オーストリアの年金については，2003年と04年に抜本的な給付抑制と制度間の統一を図る改革が行われ，現在はまだその切替えのための移行期にある。このため，公的年金を老後保障の中

核に据え，高い保険料と高い給付水準を保障する現在の制度については，将来的な財政的持続可能性を巡る課題はあるものの，現在のところ大きな改革に向けての動向は見られない。

なお，2004年改革により，財政的な持続可能性に向けた措置に関する規定が設けられ，３年ごとの専門家委員会の報告に基づき，想定したものと異なる人口変動などが生じて制度変更が必要になった場合には，連邦政府に対し，保険料率，口座換算率，支給開始年齢，年金スライド，連邦拠出の全般におよぶ検討を加えて，対応措置の提案を含めた報告書を国民議会に提出するよう義務づけている。

〈注〉

[1] ただし，対照的に医療保険の保険料率は7.65％とドイツの半分の水準にとどまっている。

主な参考文献

連邦社会省，年金保険機構（Pensionsversicherungsanstalt），オーストリア社会保険上級連盟（Dachverband der österreichischen Sozialversicherungen）などのホームページ掲載の多くの資料を参照。